



保証料補助の期間を延長！
(令和6年6月30日保証申込受付まで)

川崎市伴走支援型経営改善資金

信用保証料

セーフティネット枠 50% 補助

一般枠 20% 補助

※取扱期限前に終了する場合があります。

原油高・物価高騰の影響を受けている、コロナ関連融資からの借り換えをご希望等の中小企業者等の皆様へ金融機関の伴走支援により経営改善をサポートします！

【3つのメリット】

信用保証料

セーフティネット保証枠：0.1%（国・市補助後）

※一般保証枠：0.16% ～ 0.92%（国・市補助後）

借換対応

ゼロゼロ融資等、既存の借入からの借換可能！
最大1億円、据置期間最大5年間

保証枠

セーフティネット保証枠あり

詳しくは、裏面をご確認ください。【無料経営支援も！】

川崎市経済労働局経営支援部金融課

川崎市は、物価高騰等の影響を受け、金融機関の継続的な支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者等に、保証料を引き下げ、固定金利で支援します。

	一般保証	セーフティネット保証 4号・5号	令和六年能登半島地震被災
利用できる方	・次のア又はイ(1)から(6)のいずれかに該当すること ア 売上高減少 5%以上 イ (1)売上高総利益率(前年同月)5%以上減少 (2)売上高総利益率(直近決算)5%以上減少 (3)売上高総利益率(直近決算前期)5%以上減少 (4)売上高営業利益率(前年同月)5%以上減少 (5)売上高営業利益率(直近決算)5%以上減少 (6)売上高営業利益率(直近決算前期)5%以上減少	中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号の規定による認定(保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。)を受けていること ※令和5年10月1日から資金使途が借換(借換資金に追加融資資金を加えることは可)に限定されております。 ※指定業種に属する事業を行う中小企業者等	激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと(保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。)
融資条件	今後取り組む事項(経営行動計画)を作成及び金融機関の継続的な伴走支援を受けること		
融資限度額	1億円(既存の借入からの借換可能)		
融資期間	運転・設備資金:10年以内(据置5年以内を含む。)		
取扱期間	令和6年6月30日保証申込受付まで		
融資利率	1年以内:年0.9%以内 3年以内:年1.2%以内 5年以内:年1.4%以内 5年超:年1.6%以内		
信用保証料(率)	0.16 ~ 0.92%(補助後)	0.1%(補助後)	
必要書類	ア又はイ(1)から(6)の場合における所定の売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書	川崎市の認定書	令和六年能登半島地震の罹災証明書
認定申込先	川崎市金融課及び中小企業溝口事務所		

【問い合わせ先】

融資相談窓口

- 川崎市経済労働局経営支援部金融課 川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263
- 川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所 川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075
受付時間:午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)



【経営支援・専門家派遣】

- 川崎市産業振興財団のワンデイ・コンサルティング(無料)
適切な登録専門家を無料で派遣します。(1回2時間程度、最大3回まで)
電話 044-548-4141
- 川崎市信用保証協会の経営相談窓口・専門家派遣(一部有料)
中小企業診断士、公認会計士、販売士、ブランドマネージャー、PRプランナー等の専門家を派遣します。
電話 044-211-0504



産業振興財団サイト

保証協会サイト